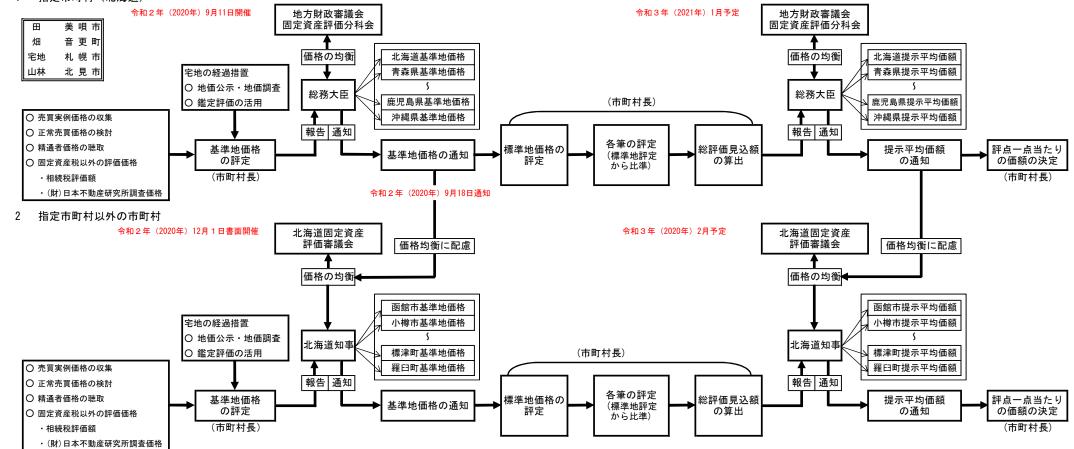
提示平均価額と基準地価格のしくみ

1 指定市町村(北海道)



3 提示平均価額制度の概要

(1) 役割

総務大臣が算定する提示平均価額 : 都道府県間の均衡を図る 都道府県知事が算定する提示平均価額 : 市町村間の均衡を図る

(2) 対象

対象となる土地は、<u>評点式評価法</u>により評価する田、畑、宅地及び山林

(3) 評点式評価法

各筆の土地に評点数(面積)を付設し、評点数に<u>評点一点当たりの価額(単位地積当たりの価格)</u>を乗じて評価額を求める方法

(4) 評点一点当たりの価額 評点一点当たりの価額は、総務大臣又は都道府県知事が算定する提示平均価額により市町村長が決定

(5) 提示平均価額の算定方法 提示平均価額は、<u>基準地価格</u>を基に算出した各筆の土地の評価見込額を合計した総評価見込額から総務大臣又は都道府県知事が算定

